

議会議案第 1 号

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 高 杉 美 根 子

同 東 久 保 耕 也

同 横 井 雄 一

同 階 戸 幸 一

同 森 田 一 成

同 池 田 慎 久

同 高 橋 克 己

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「議員に」を「奈良市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に」に改め、「おける会派」の次に「(以下「会派」という。)」を加える。

第3条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「議員に」を「新たに議員に」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項から第9項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員又は会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条及び第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第9条の見出し中「保存」を「保存及び閲覧」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、奈良市情報公

開条例(平成１９年奈良市条例第４５号)第７条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、その閲覧に供するものとする。

第１０条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

(透明性の確保)

第１０条 議長は、第７条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第５条関係）

政務活動費を充てることができる経費の範囲

項 目	内 容	例 示
調 査 研 究 費	議員又は会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研 修 費	議員又は会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広 報 費	議員又は会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広 聴 費	議員又は会派が行う、市民からの議員又は会派の活動及び市政に対する要望等の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	議員又は会派が要請、陳情活動を行うために	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等

	必要な経費	
会 議 費	議員又は会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員又は会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資 料 作 成 費	議員又は会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、賃借料等
資 料 購 入 費	議員又は会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	議員又は会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事 務 所 費	議員又は会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品購入費、事務機器購入費、賃借料等

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に到来する基準日に基づき交付する政務活動費について適用し、この条例の施行の日前に到来した基準日に基づきこの条例による改正前の奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改めるとと

もに、政務活動費を充てることができる経費の範囲と、使途の透明性確保に係る規定を整備するため、本案を提出する。

(参考)

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例（抄）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、奈良市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、議員に対し、その者の交付申請に基づき交付する。ただし、奈良市議会における会派がその所属議員全員の合意に基づいて交付申請を行った場合は、会派に対して所属議員全員の政務調査費を交付することができる。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対して、月額70,000円を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において議員になった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

4 一四半期の途中において新たに結成され、前条ただし書の規定により政務調査費の交付申請を行った会派に対しては、交付申請のあった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

5 一四半期の途中において新たに前条ただし書の規定により政務調査費の交付申請を行った会派に対しては、交付申請のあった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

- 6 一四半期の途中において政務調査費の交付を受けた会派から脱会した議員に対しては、脱会した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。
- 7 基準日において議員の辞職、失職、除名又は死亡があった場合は、当該議員に対する当月分の政務調査費は交付しない。
- 8 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。
- 9 政務調査費は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、市の休日の翌日に交付する。

（議員の異動に伴う調整）

第4条 政務調査費の交付を受けた議員が一四半期の途中において議員でなくなったとき、又は新たに政務調査費の交付を受けた会派に属することとなったときは、当該議員は、既に交付を受けた政務調査費のうち、当該事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を当該事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該会派に対して当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が一四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに返還しなければならない。

（使途基準）

第5条 議員及び会派は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(経理責任者)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき、又は政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該議員であった者（議員の死亡に係る場合は、その相続人）又は会派の経理責任者であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

4 前2項の規定による収支報告書等の提出期限が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた議員又は会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員又は会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。